

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例案

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市道路占用料条例の一部を改正する条例

札幌市道路占用料条例（昭和27年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き道路を占有している占有物件のうち、占有の期間が1月未満であるものに係る占有料の額については、なお従前の例による。

（理 由）

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、道路占用料の額について、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うため、本案を提出する。